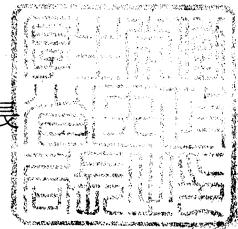


医政発0921第11号  
平成24年9月21日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」  
の一部改正及び「自動体外式除細動器（AED）の講習内容の取りまとめ  
について」の廃止について

非医療従事者を対象とした自動体外式除細動器（AED）の講習内容につきましては、これまで「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知。以下「医政局長通知」という。）により、また、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者、並びに講師養成のための自動体外式除細動器（AED）の講習内容につきましては、これまで「自動体外式除細動器（AED）の講習内容の取りまとめについて」（平成16年8月16日付医政指発第0816001号厚生労働省医政局指導課長通知。以下「指導課長通知」という。）により対応をお願いしてきたところです。

先般、（一財）日本救急医療財団と日本蘇生協議会が組織したガイドライン作成合同委員会において、国際蘇生連絡委員会（ILCOR）がとりまとめた「心肺蘇生に関する科学的根拠と治療勧告コンセンサス（CoSTR）」に基づき、我が国の新しい救急蘇生ガイドラインとして「日本版（JRC）救急蘇生ガイドライン2010」が確定されるとともに、「救急蘇生法の指針2010（市民用）」がとりまとめられました。

さらに、今般、（一財）日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会において、非医療従事者を対象とした自動体外式除細動器（AED）の講習内容が見直されたことを受け、この趣旨を踏まえて既往の通知を改正し、本日から適用することとしたので、その内容について御了知いただくとともに、管内の市町村（政令市・中核市・特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に周知していただくようお願いします。

24.9.28



なお、本件については、別紙2のとおり消防庁救急企画室から各都道府県消防防災主管課あて事務連絡がなされていることを申し添えます。

また、本通知については、今後、（一財）日本救急医療財団ホームページ(<http://www.qqzaidan.jp/>)に掲載される予定です。

## 記

### 既往通知の改正内容

- 1 医政局長通知の一部を別紙1の新旧対照表のとおり改正する。
- 2 指導課長通知を廃止する。